

# 第2次新座市文化芸術振興 アクションプラン (案)

(平成28年度～平成32年度)

平成 年 月

新座市

新座市教育委員会



## 第1章 アクションプランの概要

---

## 第1章 アクションプランの概要

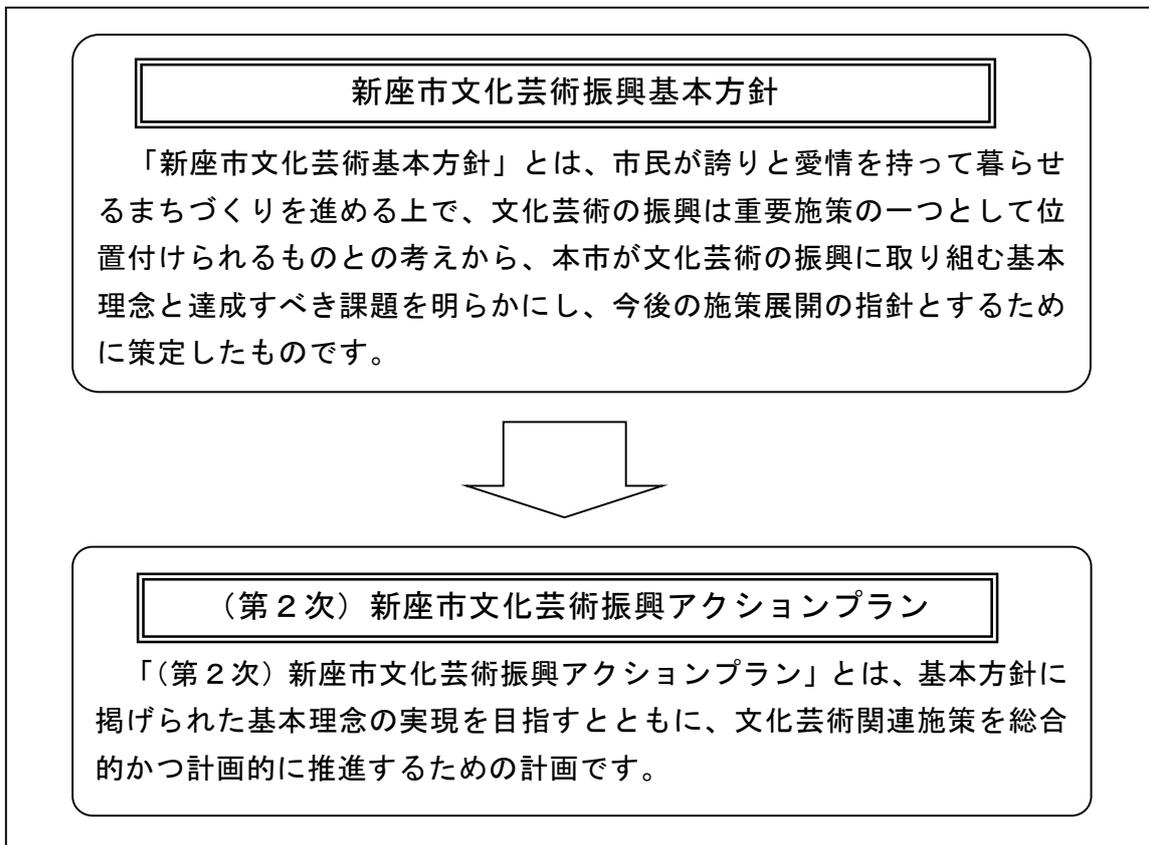
### 1 策定の趣旨

本市では、文化芸術振興の指針となる「新座市文化芸術振興基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成18年11月に策定しました。

この基本方針では、「心豊かな、くらしやすいまち、にいざ」を基本理念として掲げています。

この基本理念の実現を目指し、文化芸術関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年度から平成27年度までを推進期間とする「新座市文化芸術振興アクションプラン」（以下「第1次アクションプラン」という。）を平成23年3月に策定しました。

今後においても、引き続き基本方針に掲げる基本理念の実現を目指し、文化芸術関連施策を推進するため、「第2次新座市文化芸術振興アクションプラン」（以下「第2次アクションプラン」という。）を策定するものです。



### 2 計画期間

第2次アクションプランの計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3 文化芸術振興における国及び埼玉県の動向

#### (1) 国

国では、平成13年に策定した「文化芸術振興基本法」において、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めました。この地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する。」ものとされました。

また、平成14年には「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第1次基本方針）」を策定し、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方向性を示しました。以降、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえながら計画的に見直しを行い、この度、第4次となる同方針を平成27年5月22日に閣議決定し、今後、おおむね6年間（平成27年度～平成32年度）を見通した基本的施策等について定めました。

併せて、平成32年（2020年）に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）の開催に向け、平成26年に「文化芸術立国中期プラン」を取りまとめました。これは、2020年を単なる五輪開催の年という位置付けではなく、これを契機として、「新しい日本」を創造するための年にしようとするものです。2020年を目途とした文化力の計画的な強化策として、「人をつくる」ための施策、「地域を元気にする」ための施策や、「世界の文化交流のハブとなる」ための施策と、そのために必要な施設・組織や、制度の整備を進めることとし、これらの各施策により、2020年には全国の自治体や多くの芸術家等の関係者とともに、日本中で魅力的な文化イベントが実施されることとなるよう、強固な文化力の基盤形成を行うこととしています。

#### (2) 埼玉県

県では、平成21年7月に文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興基本条例」を施行しました。

その後、当該条例第4条に基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間を推進期間とする「埼玉県文化芸術振興計画」を策定し、埼玉県5か年計画を踏まえながら、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

推進期間の完了に伴い、これまでの文化芸術の取組状況や社会的な状況変化を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間を推進期間とする新たな「埼玉県文化芸術振興計画」を策定しました。

当該計画は、県の新たな文化芸術施策の方向性を定めるとともに、推進期間の最終年度である平成32年度（2020年）に開催予定の2020年東京大会を見据えたものであり、県では、この計画に基づき、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指すこととしています。

#### 4 本市の現況

本市は、都心から約25km圏に位置するという立地条件から、首都近郊のベッドタウンとして、現在は人口16万人を超える住宅都市として発展してきました。

その一方で、武蔵野の雑木林や黒目川、柳瀬川などの豊かな自然環境に恵まれるとともに、平林寺や野火止用水を始めとする歴史的な文化資産が数多く存在しています。

平成25年に実施した第13回市民意識調査においても、「新座らしさを感じるもの」として、「平林寺とその境内林の景観（66.6%）」や「武蔵野の面影を残す雑木林（45.8%）」、「野火止用水（44.3%）」との項目が、それ以外の項目とは大きな差を付けて回答されました。

さらに、「本市のイメージ」として、「歴史と文化、伝統のあるまち（20.7%）」と回答がされていることから、それだけ本市に存在する文化資産が市民の暮らしに根付いていることが伺えます。

しかしながら、同じく本市のイメージを「文化活動、イベントなどの盛んなまち」と回答された方は3.3%と少なく、市民会館や公民館などを活用して精力的に文化芸術活動を行っている団体や個人はいるものの、依然として一部の市民にしか根付いていないことが課題といえます。

現在、市が推進している観光都市にいざづくりにおいても、文化資産や伝統文化は重要な観光資源の一つであることから、本市の貴重な文化資産を積極的に活用して新座らしさを高めていくとともに、市民の自主的な活動を引き続き支援していくことが求められます。

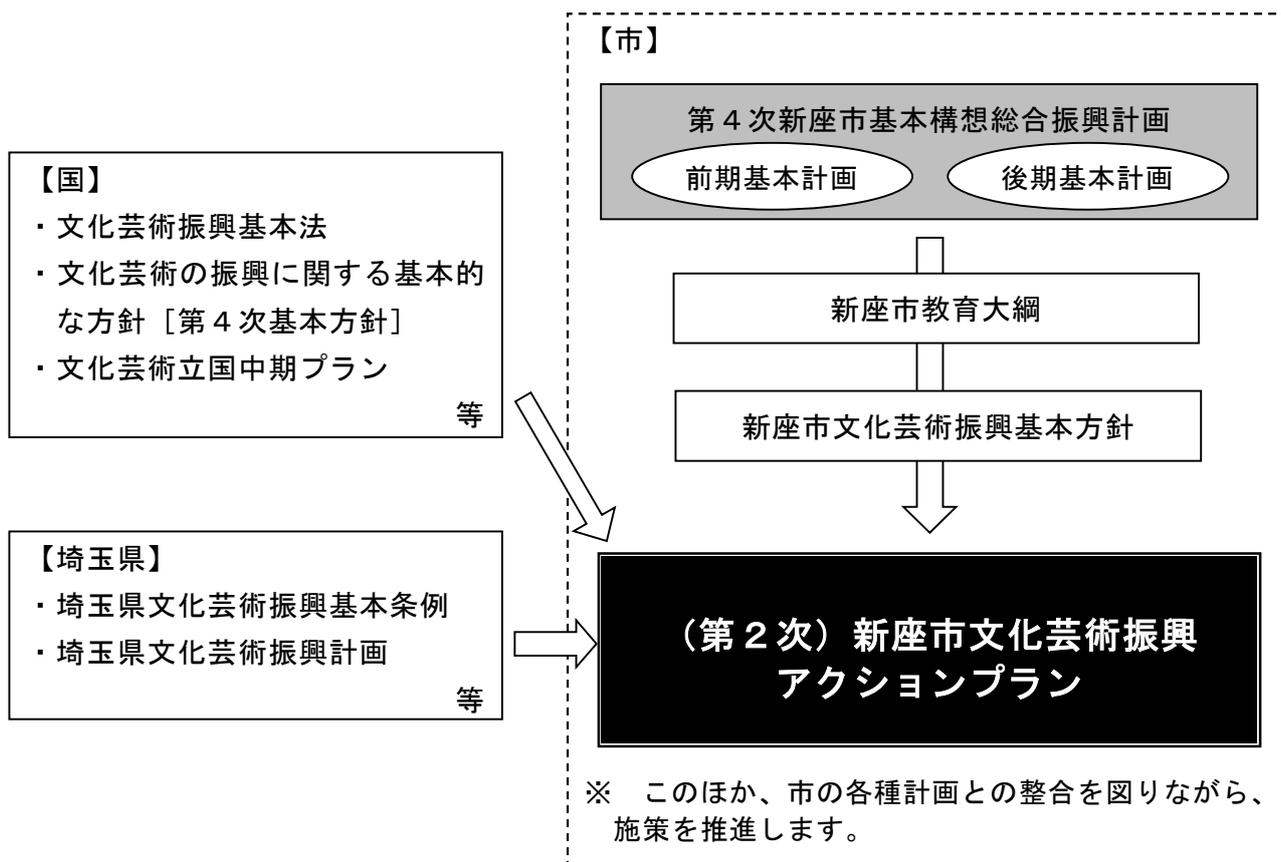
また、現存する豊かな自然環境や歴史的な文化資産、本市ならではの伝統文化を将来に継承していくことも重要な課題です。

さらに、2020年東京大会の開催を本市の文化芸術の魅力を国内外に発信する絶好の機会と捉え、現在行われている文化芸術活動の更なる活性化や、新たに文化芸術活動を実施したい市民や団体などへの支援を通じ、本市の文化芸術の更なる振興に努める必要があります。

これまでも、本市では、平成18年11月に策定した基本方針を文化芸術振興の指針とし、市民と市との連帯と協働によって、豊かな自然環境の中で育まれてきた新座市の文化資産を継承するとともに、個性豊かな地域文化を創造し、市民が愛着や誇りを持って暮らせる「心豊かな、くらしやすいまち、にいざ」の実現に向けて取組を進めてまいりました。

今後も、市民一人一人が文化芸術を身近に感じ、生活をより深く楽しむとともに、多様な人々や価値観と出会い、文化芸術を通して自分たちの住むまちに誇りと愛情を持つようになることを目指し、ここに策定した第2次アクションプランに基づき、文化芸術関連施策を総合的かつ計画的に推進します。

## 5 第2次アクションプランの位置付け



第2次アクションプランは、基本方針に掲げた基本理念を実現するため、市が推進すべき文化芸術関連施策の方向性について示したものです。

これらの施策については、国や県の動向に合わせ、市政運営の最上位計画である第4次新座市基本構想総合振興計画（以下「基本構想」という。）や第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画に基づき推進します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月から施行されたことに伴い、平成27年度から平成32年度までの6年間で推進期間とする「新座市教育大綱（以下「大綱」という。）」を策定しました。

この大綱は、基本構想の教育分野に係る基本方針や施策の方向を踏まえ、これらを実現するための基本理念等を定めるために策定したものであり、第2次アクションプランは、この大綱の内容を具体的に推進するための役割も担っています。

## 第2章 アクションプランが指すまち

---

## 第2章 アクションプランが目指すまち

### 1 基本理念

第1章で述べたように、第2次アクションプランは、基本方針の実現を目指し、推進すべき文化関連施策の方向性について示したものです。

そのため、第2次アクションプランの基本理念についても基本方針と同調して施策を推進すべきとの考えから、基本方針に掲げる基本理念を継承するものとします。

<p><b>【基本理念】</b> 心豊かな、暮らしやすいまち、にいざ</p>
--

基本方針では、「心豊かな、暮らしやすいまち、にいざ」を基本理念として掲げています。

まず、文化芸術とは、私たちが自分自身の暮らしの中に「生きる価値」を見出すための大切な契機となるものであると考えます。

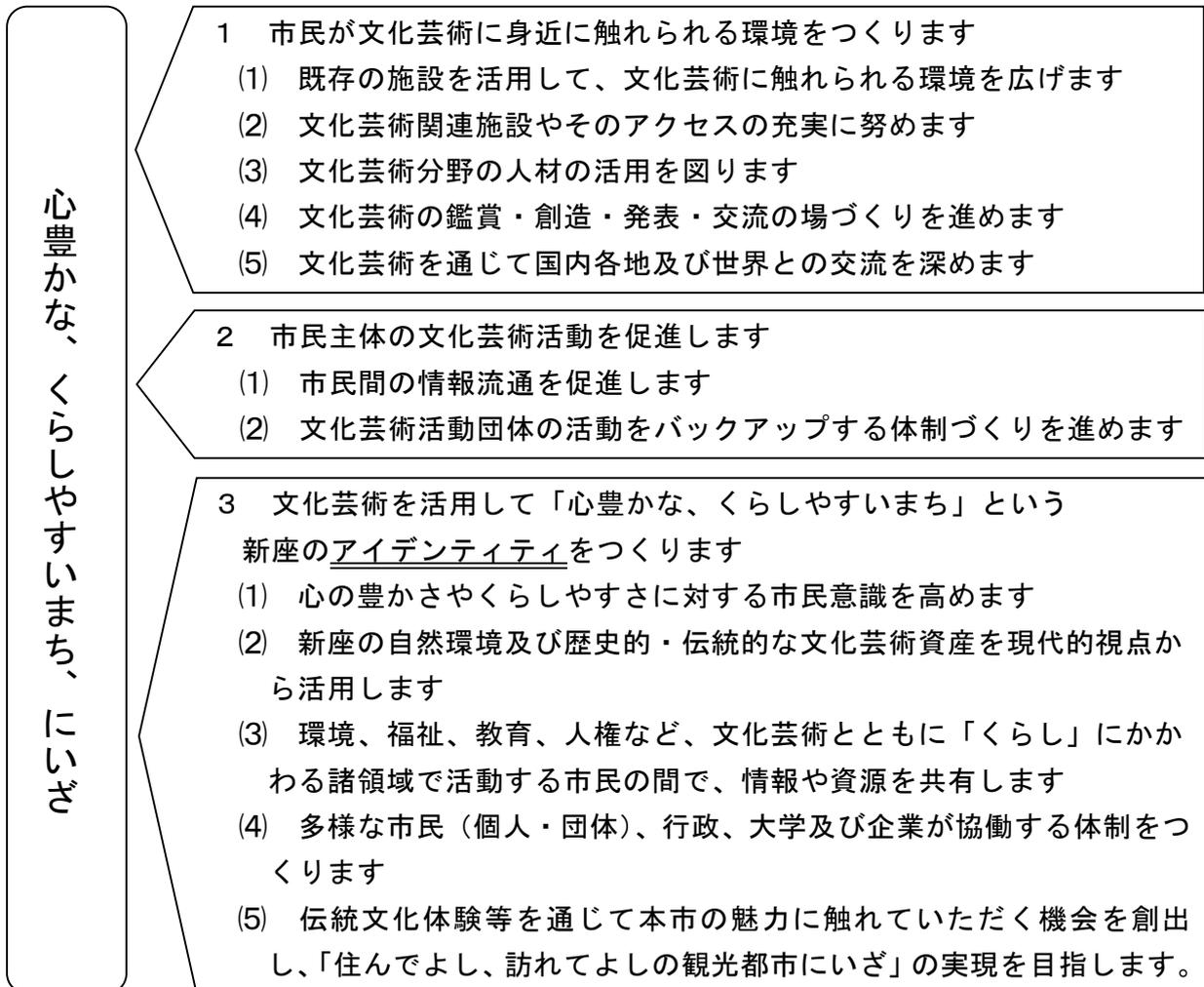
そのため、基本方針では、市民一人一人が文化芸術を身近に感じ、生活をより深く楽しむとともに、多様な人々や価値観と出会い、文化芸術を通して自分たちの住むまちに誇りと愛情を持つようになることを目指しています。

また、市内の自然と人とその活動の全てを、私たちの暮らしを豊かにする文化資産と捉え、市民が主体となって文化芸術活動に積極的に取り組むことを重視しています。

さらに、市民と市との協働によって地域全体の文化力を高め、生活の中のあらゆる場面において、「心豊かな、暮らしやすいまち、にいざ」をつくり上げていくことが、暮らしの中に「生きる価値」を見出す契機となると捉え、文化芸術振興の基本理念としたものであり、第2次アクションプランにおいても基本理念とします。

## 2 基本理念の実現に向けて

第2次アクションプランにおいては、基本方針に掲げた「心豊かな、くらしやすいまち、にいざ」の実現に向けて位置づけた三つの施策の柱の下、事業を推進します。



## 3 施策の柱

「2 基本理念の実現に向けて」で示した三つの施策の柱では、事業の推進に当たっての方向性を柱ごとに位置付けています。

### 1 市民が文化芸術に身近に触れられる環境をつくります

#### (1) 既存の施設を活用して、文化芸術に触れられる環境を広げます

市民会館、ふるさと新座館など文化芸術関連施設のほか、市内の様々な施設を文化芸術に触れられる場所として活用し、文化芸術の拠点づくりを進めます。

#### (2) 文化芸術関連施設やそのアクセスの充実に努めます

市民会館、ふるさと新座館を始めとする文化芸術関連施設を快適に利用できるよう設備の充実に努めるとともに、市民が利用する際の利便性に考慮し、市内各地域からのアクセスの向上を図ります。

### (3) 文化芸術分野の人材の活用を図ります

市民が文化芸術に親しむ環境をつくる担い手として、文化芸術活動に積極的に取り組む市民や専門家、観光親善大使など文化芸術分野の人材の活用を図ります。

### (4) 文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場づくりを進めます

文化芸術に親しむ市民がその発表を鑑賞する機会に恵まれ、人と人との交流とともに文化芸術が循環するまちづくりを進めます。

特に、子どもや若い人たちが文化芸術に触れられる機会づくりを進めます。

また、文化芸術活動における顕彰を積極的に行うことで、市の文化芸術の発展を図ります。

### (5) 文化芸術を通じて国内各地及び世界との交流を深めます

県、友好（姉妹）都市、近隣自治体、その他文化芸術団体との文化交流を促進し、様々な交流事業に対する支援を行います。

## 2 市民主体の文化芸術活動を促進します

### (1) 市民間の情報流通を促進します

文化芸術活動を行う市民が、文化芸術に関する情報を身近に入手できるような体制を整備します。

### (2) 文化芸術活動団体の活動をバックアップする体制づくりを進めます

個人や団体など市内の文化芸術活動を、人材や運営などの側面から支援するとともに、市内の文化芸術活動が総合的に進められるようバックアップする体制づくりを進めます。

## 3 文化芸術を活用して「心豊かな、くらしやすいまち」という新座のアイデンティティをつくります

### (1) 心の豊かさやくらしやすさに対する市民意識を高めます

文化芸術が、環境や福祉を始めとするくらしの様々な領域とつながり、人々の心と生活を豊かにし、住み良いまちづくりをするための原動力であるという市民意識を高めます。

### (2) 新座の自然環境及び歴史的・伝統的な文化芸術資産を現代的視点から活用します

市に残る雑木林などの豊かな自然環境、平林寺を始めとする歴史的な文化芸術資産が市民にとって身近な存在になるよう、それらを舞台とした体験型事業を実施するなど、それぞれの資源を結び付けながら有効的に活用します。

また、観光都市づくりとの調和、野火止用水などの文化的景観への配慮も重視します。

**(3) 環境、福祉、教育、人権など、文化芸術とともに「暮らし」にかかわる諸領域で活動する市民の間で、情報や資源を共有します**

文化芸術は人々の暮らしの様々な領域とつながりを持つものです。文化芸術に配慮したまちづくりを進めるため、それぞれの領域で文化芸術的視点が取り入れられるよう、市民の間での情報や資源の共有を図ります。

**(4) 多様な市民（個人・団体）、行政、大学及び企業が協働する体制をつくりま**  
**す**

市民、行政、大学及び企業は文化芸術活動の主体であり、知的、人的など様々な面で文化芸術の資産といえます。それぞれが協働することにより、市全体で地域への誇りと愛情を感じられるまちを目指し、文化芸術を推進します。

**(5) 伝統文化体験等を通じて本市の魅力に触れていただく機会を創出し、「住んでよし、訪れてよしの観光都市にいざ」の実現を目指します**

睡足軒等で実施する茶道や坐禅などの伝統文化体験や武蔵野の面影を色濃く残す豊かな自然環境を活用した文化関連イベントは、市民だけではなく、本市を訪れた方に本市の魅力に触れていただく好機の一つです。これらを通じて、市民には、自ら暮らすまちの魅力の再発見により更なる愛着を感じ、ずっと住み続けたいと願っていただくとともに、訪れた方には、また訪れたいと願っていただき、本市が推進する「住んでよし、訪れてよしの観光都市にいざ」の実現を目指します。

## 第3章 アクションプランの施策の体系・展開

---

### 第3章 アクションプランの施策の体系・展開

#### 1 施策の体系

##### (1) 市民が文化芸術に身近に触れられる環境をつくります

###### ① 既存の施設を活用して、文化芸術に触れられる環境を広げます

No.	事業名	所管
1	市民まつり文化祭への支援	生涯学習スポーツ課
2	睡足軒の森の活用	生涯学習スポーツ課
3	睡足軒の森文化事業の実施	生涯学習スポーツ課
4	“すぐそこ新座”春まつりの実施	観光推進課
5	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施	生涯学習スポーツ課
6	芸術展の実施	生涯学習センター
7	新座っ子ばわーあっぷくらぶの実施	生涯学習スポーツ課
8	市内大学公開講座の実施	生涯学習スポーツ課
9	市民総合大学の実施	生涯学習スポーツ課
10	子ども大学にいざの実施	生涯学習スポーツ課
11	学校施設の開放	教育総務課
12	すこやか広場の充実	経済振興課
13	空き店舗の新たな有効活用	経済振興課
14	高齢者いきいき広場の充実	長寿支援課
15	市民ギャラリーの有効活用	管財契約課

###### ② 文化芸術関連施設やそのアクセスの充実に努めます

No.	事業名	所管
1	市民会館の整備・改修	生涯学習スポーツ課
2	市民会館の充実	生涯学習スポーツ課
3	睡足軒の森の整備	生涯学習スポーツ課
4	展示スペースの整備	中央公民館
5	歴史民俗資料館の充実	生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)
6	(仮称)ふるさと歴史館の整備	生涯学習スポーツ課
7	図書館の利用環境の充実	中央図書館
8	<u>ティーンズコーナー</u> 図書の実施	中央図書館
9	公民館・コミュニティセンターの改修	中央公民館

10	生涯学習施設の充実	生涯学習スポーツ課 生涯学習センター 中央公民館 中央図書館 ふるさと新座館
11	図書館情報検索用インターネット端末の設置	生涯学習センター
12	市内循環バス（にいバス）の充実	市民安全課
13	バス輸送力強化に関する要望	市民安全課

### ③ 文化芸術分野の人材の活用を図ります

No.	事業名	所管
1	文化芸術分野の人材の登用	生涯学習スポーツ課
2	睡足軒の森文化事業の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
3	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
4	新座っ子ぱわーあっぷくらぶの実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
5	生涯学習ボランティアバンクの充実	生涯学習スポーツ課
6	<u>観光親善大使</u> の活用	コミュニティ推進課
7	新座市手打ちうどん名人の活用	観光推進課

### ④ 文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場づくりを進めます

No.	事業名	所管
1	文化芸術団体等への支援	生涯学習スポーツ課
2	子どもの文化芸術環境の充実	生涯学習スポーツ課
3	文化交流事業への支援	生涯学習スポーツ課
4	小・中学校音楽会の実施	指導課
5	睡足軒の森文化事業の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
6	市民まつり文化祭への支援（再掲）	生涯学習スポーツ課
7	“すぐそこ新座”春まつりの実施（再掲）	観光推進課
8	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
9	芸術展の実施（再掲）	生涯学習センター
10	学習機会の提供	生涯学習センター
11	新座っ子ぱわーあっぷくらぶの実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
12	生涯学習講座の充実	生涯学習スポーツ課
13	公民館・コミュニティセンター講座の充実	中央公民館

14	市民会館の充実（再掲）	生涯学習スポーツ課
15	子ども読書活動の推進	中央図書館
16	福祉フェスティバルの実施	生活福祉課
17	高齢者いきいき広場の充実（再掲）	長寿支援課
18	老人クラブ活動への支援	長寿支援課
19	市民ギャラリーの有効活用（再掲）	管財契約課

⑤ 文化芸術を通じて国内各地及び世界との交流を深めます

No.	事業名	所管
1	文化交流事業への支援（再掲）	生涯学習スポーツ課
2	国内友好姉妹都市との交流	コミュニティ推進課
3	国際交流団体への支援	コミュニティ推進課
4	国際交流デー実施への支援	コミュニティ推進課
5	青少年海外派遣の実施	コミュニティ推進課
6	友好（姉妹）都市及び他国の都市との交流の推進	コミュニティ推進課

(2) 市民主体の文化芸術活動を促進します

① 市民間の情報流通を促進します

No.	事業名	所管
1	文化芸術情報の提供	生涯学習スポーツ課
2	文化財刊行物の配布	生涯学習スポーツ課
3	文化財資料のデータベース化	生涯学習スポーツ課
4	「にいざの生涯学習」の充実	生涯学習スポーツ課
5	生涯学習ボランティアバンクの充実（再掲）	生涯学習スポーツ課
6	広報紙の充実	市政情報課
7	ホームページの充実（教育委員会）	教育総務課 中央公民館 中央図書館
8	ホームページの充実（市）	市政情報課
9	図書館情報検索用インターネット端末の設置（再掲）	生涯学習センター
10	報道機関への情報提供	市政情報課
11	ボランティア・市民活動情報の収集・発信	コミュニティ推進課

12	観光マップ・ガイドブックの作成及び配布	観光推進課
13	観光インフォメーションコーナーの充実	観光推進課

② 文化芸術活動団体の活動をバックアップする体制づくりを進めます

No.	事業名	所管
1	文化芸術団体等への支援（再掲）	生涯学習スポーツ課
2	市民まつり文化祭への支援（再掲）	生涯学習スポーツ課
3	社会教育関係団体への支援	生涯学習スポーツ課
4	社会教育関係団体への相談体制の充実	生涯学習スポーツ課
5	青少年教育振興事業実施団体等への助成	生涯学習スポーツ課
6	老人クラブ活動への支援（再掲）	長寿支援課
7	図書館の利用環境の充実（再掲）	中央図書館

③ 文化芸術を活用して「心豊かな、暮らしやすいまち」という新座のアイデンティティをつくります

① 心の豊かさや暮らしやすさに対する市民意識を高めます

No.	事業名	所管
1	野火止用水文化的景観の保護	生涯学習スポーツ課
2	野火止用水クリーンキャンペーンの実施	生涯学習スポーツ課
3	生涯学習講座の充実（再掲）	生涯学習スポーツ課
4	元気の出るまちづくり出前講座の実施	生涯学習スポーツ課
5	市内大学公開講座の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
6	市民総合大学の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
7	子ども大学にいざの実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
8	新座市景観条例等に基づく規制の実施	まちづくり計画課
9	野火止用水平林寺堀遊歩道の整備	道路課

② 新座の自然環境及び歴史的・伝統的な文化芸術資産を現代的視点から活用します

No.	事業名	所管
1	睡足軒の森の活用（再掲）	生涯学習スポーツ課
2	睡足軒の森文化事業の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課

3	“すぐそこ新座”春まつりの実施（再掲）	観光推進課
4	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
5	平林寺境内林保存対策事業への支援	生涯学習スポーツ課
6	<u>指定文化財</u> 保存事業の実施	生涯学習スポーツ課
7	文化財映像記録保存事業の実施	生涯学習スポーツ課
8	地域伝承記録集の作成	生涯学習スポーツ課
9	市史編さん事業の実施	生涯学習スポーツ課
10	野火止用水文化的景観の保護（再掲）	生涯学習スポーツ課
11	遺跡発掘調査の実施	生涯学習スポーツ課
12	遺跡地図・遺跡台帳の整備	生涯学習スポーツ課
13	文化財指定化調査の実施	生涯学習スポーツ課
14	野火止用水クリーンキャンペーンの実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
15	歴史民俗資料館の充実（再掲）	生涯学習スポーツ課 （歴史民俗資料館）
16	学校ふるさと構想の推進	指導課
17	平林寺 <u>近郊緑地特別保全地区</u> の保全・整備	みどりと公園課
18	妙音沢 <u>特別緑地保全地区</u> の保全・整備	みどりと公園課
19	憩いの森の保全・整備	みどりと公園課
20	ボランティア団体による緑地保全活動の実施	みどりと公園課
21	体験型自然散策ルートの設定	観光推進課
22	桜と菜の花の里づくりの推進	観光推進課
23	シイタケの里づくりの推進	観光推進課
24	カブトムシの里づくりの推進	観光推進課
25	ホタルの里づくりの推進	コミュニティ推進課
26	新座市手打ちうどん名人の活用（再掲）	観光推進課
27	川越市及び三芳町と連携した広域観光事業の推進	観光推進課

③ 環境、福祉、教育、人権など、文化芸術とともに「暮らし」にかかわる諸領域で活動する市民の間で、情報や資源を共有します

No.	事業名	所管
1	文化芸術情報の提供（再掲）	生涯学習スポーツ課
2	文化芸術活動に関するネットワークの構築	生涯学習スポーツ課
3	にいざの生涯学習の充実（再掲）	生涯学習スポーツ課

4	ホームページの充実（教育委員会）（再掲）	教育総務課 中央公民館 中央図書館
5	ホームページの充実（市）（再掲）	市政情報課
6	広報紙の充実（再掲）	市政情報課
7	ボランティア・市民活動情報の収集・発信（再掲）	コミュニティ推進課
8	「にいざの地域活動だより」の充実	コミュニティ推進課
9	団体交流事業の実施	コミュニティ推進課

④ 多様な市民（個人・団体）、行政、大学及び企業が協働する体制をつくりまします

No.	事業名	所管
1	文化芸術団体等への支援（再掲）	生涯学習スポーツ課
2	市民まつり文化祭への支援（再掲）	生涯学習スポーツ課
3	文化芸術活動に関するネットワークの構築（再掲）	生涯学習スポーツ課
4	文化芸術推進体制の整備	生涯学習スポーツ課
5	ボランティアの育成と活動の場の提供	中央公民館 中央図書館
6	市内大学公開講座の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
7	市民総合大学の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
8	子ども大学にいざの実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
9	社会教育関係団体への支援（再掲）	生涯学習スポーツ課
10	地域の景観づくり活動の推進・支援	まちづくり計画課
11	協働による景観づくり体制の確立	まちづくり計画課
12	大学との連携の実施	観光推進課
13	市民まつりへの支援	経済振興課

⑤ 伝統文化体験等を通じて本市の魅力に触れていただく機会を創出し、「住んでよし、訪れてよしの観光都市にいざ」の実現を目指します

No.	事業名	所管
1	睡足軒の森の活用（再掲）	生涯学習スポーツ課
2	睡足軒の森文化事業の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
3	“すぐそこ新座”春まつりの実施（再掲）	観光推進課
4	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施（再掲）	生涯学習スポーツ課

5	市民会館の充実（再掲）	生涯学習スポーツ課
6	睡足軒の森の整備（再掲）	生涯学習スポーツ課
7	歴史民俗資料館の充実（再掲）	生涯学習スポーツ課 （歴史民俗資料館）
8	（仮称）ふるさと歴史館の整備（再掲）	生涯学習スポーツ課
9	市内循環バス（にいバス）の充実（再掲）	市民安全課
10	文化芸術分野の人材の登用（再掲）	生涯学習スポーツ課
11	文化交流事業への支援（再掲）	生涯学習スポーツ課
12	文化芸術情報の提供（再掲）	生涯学習スポーツ課
13	文化財刊行物の配布（再掲）	生涯学習スポーツ課
14	ホームページの充実（教育委員会）（再掲）	教育総務課 中央公民館 中央図書館
15	ホームページの充実（市）（再掲）	市政情報課
16	報道機関への情報提供（再掲）	市政情報課
17	観光マップ・ガイドブックの作成及び配布（再掲）	観光推進課
18	観光インフォメーションコーナーの充実（再掲）	観光推進課
19	野火止用水文化的景観の保護（再掲）	生涯学習スポーツ課
20	新座市景観条例等に基づく規制の実施（再掲）	まちづくり計画課
21	野火止用水平林寺堀遊歩道の整備（再掲）	道路課
22	平林寺境内林保存対策事業への支援（再掲）	生涯学習スポーツ課
23	指定文化財保存事業の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課
24	平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備（再掲）	みどりと公園課
25	妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備（再掲）	みどりと公園課
26	体験型自然散策ルートの設定（再掲）	観光推進課
27	桜と菜の花の里づくりの推進（再掲）	観光推進課
28	シイタケの里づくりの推進（再掲）	観光推進課
29	カブトムシの里づくりの推進（再掲）	観光推進課
30	ホタルの里づくりの推進（再掲）	コミュニティ推進課
31	観光親善大使の活用（再掲）	コミュニティ推進課
32	地域の景観づくり活動の推進・支援（再掲）	まちづくり計画課
33	協働による景観づくり体制の確立（再掲）	まちづくり計画課
34	新座市手打ちうどん名人の活用（再掲）	観光推進課
35	川越市及び三芳町と連携した広域観光事業の推進（再掲）	観光推進課

## 2 施策の展開

### (1) 市民が文化芸術に身近に触れられる環境をつくります

#### ① 既存の施設を活用して、文化芸術に触れられる環境を広げます

No.	事業名	概要	所管
1	市民まつり文化祭への支援	市民の文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場を創出するため、市民まつり文化祭を主管する文化部門実行委員会を支援する。	生涯学習スポーツ課
2	睡足軒の森の活用	青少年の体験学習の場や市民等による日本の伝統文化の活動場所として睡足軒の森の活用を図るとともに、市民が利用しやすい施設とするため維持管理に努める。	生涯学習スポーツ課
3	睡足軒の森文化事業の実施	国指定天然記念物平林寺境内林の一部である睡足軒の森の活用を図りながら、地域に根ざした文化芸術イベントとして、文化芸術活動の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
4	“すぐそこ新座”春まつりの実施	春季に実施している様々な祭り・イベントを総合的にPRするとともに、本市の地域イメージを発信するため、総合運動公園内の菜の花畑を中心に、合同イベントを開催する。	観光推進課
5	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施	地域に根ざした文化芸術イベントとして、日頃から文化芸術活動に取り組む市民の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
6	芸術展の実施	文化芸術活動に取り組む市民の作品の発表の場として、ギャラリーの活用を推進する。また、優れた芸術作品に触れる場の提供により、市民の文化振興と文化意識の高揚を図るため、市にゆかりのある芸術家の作品や埼玉県美術展覧会に入選した市民等の作品を展示する。	生涯学習センター
7	新座っ子ばわーあっぷくらの実施	市立小学校の特別教室等を利用し、子どもたちの週末活動の一層の充実と安全・安心な居場所の確保を図るとともに、地域の教育力の活性化促進のため、青少年健全育成団体及び地域のボランティアが指導者となり、文化・スポーツ・学習等様々なクラブを開設する。	生涯学習スポーツ課
8	市内大学公開講座等の実施	市内にある3大学と連携を図り、公開講座を実施する。	生涯学習スポーツ課
9	市民総合大学の実施	市内3大学の協力の下、市民の生活や地域の課題などに対応した高度で専門的な学習機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
10	子ども大学にいざの実施	市内大学やNPO団体などの協力の下、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
11	学校施設の開放	地域の学習機会の充実を図るため、教室や体育館などの学校施設を市民に開放する。	教育総務課
12	すこやか広場の充実	商店街活性化、地域のふれあいの拠点施設となるよう既存のすこやか広場の充実を図る。	経済振興課
13	空き店舗の新たな有効活用	商店街活性化のため、空き店舗を利用して行う事業に対する助成など、空き店舗の新たな有効活用について検討する。	経済振興課

14	高齢者いきいき広場の充実	介護予防・健康づくり・世代間交流を図るため、各小学校区の余裕教室等を活用した高齢者いきいき広場の充実を図る。	長寿支援課
15	市民ギャラリーの有効活用	市民や団体などの日頃の活動の成果を発表する場を提供するため、市庁舎1階及び2階に設置している市民ギャラリーの周知を図るとともに、充実に努める。	管財契約課

## ② 文化芸術関連施設やそのアクセスの充実に努めます

No.	事業名	概要	所管
1	市民会館の整備・改修	文化芸術の拠点となるよう市民会館の整備・充実を図る。また、耐用年数を超過した機器類の計画的な入替えについて検討する。	生涯学習スポーツ課
2	市民会館の充実	平成28年度からの <u>指定管理者制度</u> の導入に伴い、指定管理者との連携により、ホールを活用した公演等良質な文化事業の開催や、会議室を活用したカルチャー教室等魅力的な講座を実施し、市の文化力の向上を図る。	生涯学習スポーツ課
3	睡足軒の森の整備	睡足軒の森をより利用しやすい施設とするため、所有者である平林寺の意向も踏まえながら整備を進めていくとともに、更なる管理、活用方法について検討する。	生涯学習スポーツ課
4	展示スペースの整備	公民館・コミュニティセンターにおける文化芸術関連設備の整備・充実を図るとともに、利用可能なスペースを活用し、文化芸術の拠点づくりを進める。	中央公民館
5	歴史民俗資料館の充実	市の歴史、民俗及び考古に関する資料の収集及び活用を行う。また、講座・体験学習や地域伝承事業などを通じ、市民の郷土愛と文化の向上に寄与する。	生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)
6	(仮称)ふるさと歴史館の整備	埼玉県指定史跡野火止用水・国指定天然記念物平林寺境内林と一体となった新座のふるさと景観を醸し出す施設として、(仮称)ふるさと歴史館の整備について検討する。	生涯学習スポーツ課
7	図書館の利用環境の充実	市民の多様化する学習意欲に応えるため、図書館資料やレファレンス機能の充実を図る。	中央図書館
8	ティーンズコーナー図書	中央図書館及び福祉の里図書館に設置しているティーンズコーナー(おおむね13歳から18歳までを対象)の利用を促進するため、図書の充実を図る。	中央図書館
9	公民館・コミュニティセンターの改修	市民の身近な施設である公民館・コミセンの改修を計画的に実施する。また、青少年活動団体の施設の有効利用に向けた支援を図る。	中央公民館
10	生涯学習施設の充実	幅広い年代に対応した生涯学習を支えるため、文化活動や学習活動の拠点として利用しやすい施設の整備・充実を図るとともに、利用促進に努める。	生涯学習スポーツ課 生涯学習センター 中央公民館 中央図書館 ふるさと新座館
11	図書館情報検索用インターネット端末の設置	市民の生涯学習活動を支援するため、図書室に図書館情報検索用インターネット端末を設置する。	生涯学習センター
12	市内循環バス(にいバス)の充実	市内公共施設や病院などをネットワーク化する市内循環バスの運行の充実に努める。	市民安全課

13	バス輸送力強化に関する要望	バス輸送サービスの充実を目指し、バス輸送力の強化促進について事業者に働きかける。	市民安全課
----	---------------	--	-------

### ③ 文化芸術分野の人材の活用を図ります

No.	事業名	概要	所管
1	文化芸術分野の人材の登用	市民に広く文化芸術を伝える担い手として、講座やイベントなどの機会を活用し、文化芸術活動に積極的に取り組む市民や専門家などの人材の活用を図る。	生涯学習スポーツ課
2	睡足軒の森文化事業の実施（再掲）	国指定天然記念物平林寺境内林の一部である睡足軒の森の活用を図りながら、地域に根ざした文化芸術イベントとして、文化芸術活動の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
3	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施（再掲）	地域に根ざした文化芸術イベントとして、日頃から文化芸術活動に取り組む市民の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
4	新座っ子ばわーあっぷくらぶの実施（再掲）	市立小学校の特別教室等を利用し、子どもたちの週末活動の一層の充実と安全・安心な居場所の確保を図るとともに、地域の教育力の活性化促進のため、青少年健全育成団体及び地域のボランティアが指導者となり、文化・スポーツ・学習等様々なクラブを開設する。	生涯学習スポーツ課
5	生涯学習ボランティアバンクの充実	市民の学習ニーズの多様化やボランティア意欲に対応するため、新しい活動分野の開拓や人材を発掘し、ボランティアバンクの充実を図る。また、多くの市民にボランティアバンクを活用していただくため、制度を広く周知する。	生涯学習スポーツ課
6	観光親善大使の活用	本市出身あるいは縁のある著名人を新座市観光親善大使に任命し、それぞれの活躍の分野で本市の魅力を発信していただき、本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	コミュニティ推進課
7	新座市手打ちうどん名人の活用	本市の伝統的な食文化である「手打ちうどん」に関し、自らが有する知識、経験及び技術を指導等により継承する活動を行う者を「新座市手打ちうどん名人」として認定し、指導等を希望する市民に対しては、名人の紹介を行うとともに、市内各公共施設やイベント時において、体験事業として協力を頂き、広く本市の伝統と魅力をPRする。	観光推進課

### ④ 文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場づくりを進めます

No.	事業名	概要	所管
1	文化芸術団体等への支援	市民主体の文化芸術活動を充実させるため、市文化協会への補助及び文化芸術に関わるNPOや自主グループ、個人の活動を支援する。また、文化芸術振興に関連する情報の収集及び提供を行う。	生涯学習スポーツ課
2	子どもの文化芸術環境の充実	市立小学校等を会場とし、青少年健全育成団体及び地域のボランティアが指導者となって文化・スポーツ・学習等様々なクラブを開設する。	生涯学習スポーツ課
3	文化交流事業への支援	文化芸術活動を通じた交流を活性化させるため、県や友好姉妹都市、近隣自治体やその他文化団体との交流事業を支援する。	生涯学習スポーツ課
4	小・中学校音楽会の実施	児童生徒の表現力を高めるとともに、豊かな情操を培うため、音楽会を開催する。	指導課

5	睡足軒の森文化事業の実施（再掲）	国指定天然記念物平林寺境内林の一部である睡足軒の森の活用を図りながら、地域に根ざした文化芸術イベントとして、文化芸術活動の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
6	市民まつり文化祭への支援（再掲）	市民の文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場を創出するため、市民まつり文化祭を主管する文化部門実行委員会を支援する。	生涯学習スポーツ課
7	“すぐそこ新座”春まつりの実施（再掲）	春季に実施している様々な祭り・イベントを総合的にPRするとともに、本市の地域イメージを発信するため、総合運動公園内の菜の花畑を中心に、合同イベントを開催する。	観光推進課
8	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施（再掲）	地域に根ざした文化芸術イベントとして、日頃から文化芸術活動に取り組む市民の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
9	芸術展の実施（再掲）	文化芸術活動に取り組む市民の作品の発表の場として、ギャラリーの活用を推進する。また、優れた芸術作品に触れる場の提供により、市民の文化振興と文化意識の高揚を図るため、市にゆかりのある芸術家の作品や埼玉県美術展覧会に入選した市民等の作品を展示する。	生涯学習センター
10	学習機会の提供	市民が芸能・芸術について学ぶ機会を提供するため、伝統文化に従事する専門家を講師とする講座や音楽会を実施する。また、児童の情操教育や読書推進活動の一助として、人形劇や読み聞かせ、手遊びなどを行う会を開催する。	生涯学習センター
11	新座っ子ばわーあっぷくらぶの実施（再掲）	市立小学校の特別教室等を利用し、子どもたちの週末活動の一層の充実と安全・安心な居場所の確保を図るとともに、地域の教育力の活性化促進のため、青少年健全育成団体及び地域のボランティアが指導者となり、文化・スポーツ・学習等様々なクラブを開設する。	生涯学習スポーツ課
12	生涯学習講座の充実	多岐にわたる市民の学習ニーズを把握し、的確に応えるため、生涯学習講座の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
13	公民館・コミュニティセンター講座の充実	多岐にわたる市民の学習ニーズに応えるため、公民館・コミュニティセンター学習プログラムの研究に努めるとともに、各種講座の充実を図る。また、公民館運営審議会において、各種事業の企画実施についての審議を行う。	中央公民館
14	市民会館の充実（再掲）	平成28年度からの指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者との連携により、ホールを活用した公演等良質な文化事業の開催や、会議室を活用したカルチャー教室等魅力的な講座を実施し、市の文化力の向上を図る。	生涯学習スポーツ課
15	子どもの読書活動の推進	子どもの読書活動を推進するため、学校と連携し、学級訪問、図書館訪問、図書への団体貸出し等を充実させる。また、図書館協議会を開催し、意見を伺う。	中央図書館
16	福祉フェスティバルの実施	福祉団体等の日頃の活動を発表する場として、市社会福祉協議会と協力し、福祉フェスティバルを実施する。	生活福祉課
17	高齢者いきいき広場の充実（再掲）	介護予防・健康づくり・世代間交流を図るため、各小学校区の余裕教室等を活用した高齢者いきいき広場の充実を図る。	長寿支援課
18	老人クラブ活動への支援	様々な文化活動や社会参加活動などを通じて教養の向上や健康増進を図るため、地域社会との交流の場を提供するなど、老人クラブの活動を支援する。	長寿支援課
19	市民ギャラリーの有効活用（再掲）	市民や団体などの日頃の活動の成果を発表する場を提供するため、市庁舎1階及び2階に設置している市民ギャラリーの周知を図るとともに、充実に努める。	管財契約課

## ⑤ 文化芸術を通じて国内各地及び世界との交流を深めます

No.	事業名	概要	所管
1	文化交流事業への支援（再掲）	文化芸術活動を通じた交流を活性化させるため、県や友好姉妹都市、近隣自治体やその他文化団体との交流事業を支援する。	生涯学習スポーツ課
2	国内友好姉妹都市との交流	コミュニティ活動の一環として、国内友好姉妹都市である栃木県那須塩原市及び新潟県十日町市との都市間交流を推進する。	コミュニティ推進課
3	国際交流団体への支援	行政と市民の両面から国際化を推進するため、国際交流団体の活動を支援する。	コミュニティ推進課
4	国際交流デー実施への支援	市民と外国人市民が異文化交流の場で触れ合い、相互理解につなげるため、新座市国際交流協会による国際交流デーの開催を支援する。	コミュニティ推進課
5	青少年海外派遣の実施	ホームステイによる生活体験等を通じて青少年の国際感覚及び国際認識を高めるため、市内在住の中学生を友好（姉妹）都市に派遣する。	コミュニティ推進課
6	友好（姉妹）都市及び他国の都市との交流の推進	友好（姉妹）都市であるフィンランド共和国ユヴァスキュラ市、中華人民共和国済源市及びドイツ連邦共和国ノイルツピン市を始めとした海外都市との交流を更に推進する。また、市民レベルの交流が深まるよう、交流分野の拡大を検討する。	コミュニティ推進課

## (2) 市民主体の文化芸術活動を促進します

### ① 市民間の情報流通を促進します

No.	事業名	概要	所管
1	文化芸術情報の提供	文化芸術に関する情報流通を円滑にするため、文化芸術団体・サークル等の活動情報などを身近に入手できる体制を整備する。	生涯学習スポーツ課
2	文化財刊行物の配布	文化財への関心を高め、地域の文化意識の高揚を図るため、市内の文化財を紹介するマップ・ガイド、小冊子などの刊行・配布を行う。	生涯学習スポーツ課
3	文化財資料のデータベース化	各種文化財調査資料等、過去に収集された資料をパソコン等を利用してデータベース化し、資料管理を推進する。	生涯学習スポーツ課
4	「にいざの生涯学習」の充実	市民の自主的な学習活動を支援するため、公民館・コミュニティセンター等のイベント情報を取りまとめた「にいざの生涯学習」の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
5	生涯学習ボランティアバンクの充実（再掲）	市民の学習ニーズの多様化やボランティア意欲に対応するため、新しい活動分野の開拓や人材を発掘し、ボランティアバンクの充実を図る。また、多くの市民にボランティアバンクを活用していただくため、制度を広く周知する。	生涯学習スポーツ課
6	広報紙の充実	市民が読みやすく、また、親しまれる紙面づくりを推進するため、市民カメラマン制度等を導入するなど、行政と市民が一体となって広報紙の充実を図る。	市政情報課
7	ホームページの充実（教育委員会）	高齢者・障がい者を含め、様々な利用環境の方に対応するため、市の教育行政や教育施設などに関する様々な情報を提供し、誰もが利用しやすいホームページ運営を図る。	教育総務課 中央公民館 中央図書館

8	ホームページの充実 (市)	高齢者・障がい者を含め、様々な利用環境の方に対応するため、 <u>ウェブアクセシビリティ</u> に配慮するとともに、掲載情報の充実及び情報更新の迅速化に努め、誰もが利用しやすいホームページ運営を図る。	市政情報課
9	図書館情報検索用インターネット端末の設置 (再掲)	市民の生涯学習活動を支援するため、図書室に図書館情報検索用インターネット端末を設置する。	生涯学習センター
10	報道機関への情報提供	市の施策や地域の活動などを積極的にPRするため、マスコミ各社に対する情報提供及び定例記者会見等により、積極的な情報提供を行う。	市政情報課
11	ボランティア・市民活動情報の収集・発信	ボランティアを始めとする市民活動により多くの市民が自主的に参画できるよう、多様な活動情報を効果的に収集し、発信する。	コミュニティ推進課
12	観光マップ・ガイドブックの作成及び配布	市内の観光的な魅力を多くの方に伝えるため、 <u>歳時記</u> 、ウォーキング、おいしい店等の視点での情報を盛り込んだガイドブックやマップを作成する。また、各所管において発行するイベント情報等の各種案内印刷物の情報を収集するとともに、発刊に当たっての適切なコーディネート等を行う。	観光推進課
13	観光インフォメーションコーナーの充実	観光都市づくりの情報発信の拠点として、また、気軽に市民が立ち寄れる <u>交流サロン</u> として、観光プラザ及びふるさと新座館に設置した観光インフォメーションコーナーの充実を図る。	観光推進課

## ② 文化芸術活動団体の活動をバックアップする体制づくりを進めます

No.	事業名	概要	所管
1	文化芸術団体等への支援 (再掲)	市民主体の文化芸術活動を充実させるため、市文化協会への補助及び文化芸術に関わるNPOや自主グループ、個人の活動を支援する。また、文化芸術振興に関連する情報の収集及び提供を行う。	生涯学習スポーツ課
2	市民まつり文化祭への支援 (再掲)	市民の文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場を創出するため、市民まつり文化祭を主管する文化部門実行委員会を支援する。	生涯学習スポーツ課
3	社会教育関係団体への支援	社会教育関係団体が自主的、主体的に事業活動ができるとともに、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援する。	生涯学習スポーツ課
4	社会教育関係団体への相談体制の充実	各公民館・コミュニティセンターに配置されている社会教育指導員による社会教育関係団体の指導及び相談の充実を図る。	中央公民館
5	青少年教育振興事業実施団体等への助成	地域による青少年健全育成の充実を図るため、各中学校区ふれあい地域連絡協議会の活動を支援する。また、子どもたちの学校外での活動を充実させるため、青少年団体の活動やリーダーの育成などを支援する。	生涯学習スポーツ課
6	老人クラブ活動への支援 (再掲)	様々な文化活動や社会参加活動などを通じて教養の向上や健康増進を図るため、地域社会との交流の場を提供するなど、老人クラブの活動を支援する。	長寿支援課
7	図書館の利用環境の充実 (再掲)	市民の多様化する学習意欲に応えるため、図書館資料やレファレンス機能の充実を図る。	中央図書館

(3) 文化芸術を活用して「心豊かな、暮らしやすいまち」という新座のアイデンティティをつくります

① 心の豊かさや暮らしやすさに対する市民意識を高めます

No.	事業名	概要	所管
1	野火止用水文化的景観の保護	野火止用水の一連の複合景観について、適切な保存と確実な継承を推進するために策定した「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」に基づき、国の重要文化的景観選定の申出を行い、整備を進める。また、文化的景観保護について、市民への普及啓発を行う。	生涯学習スポーツ課
2	野火止用水クリーンキャンペーンの実施	市民の野火止用水に関する理解と愛護の意識を高めるため、野火止用水クリーンキャンペーンを実施する。	生涯学習スポーツ課
3	生涯学習講座の充実（再掲）	多岐にわたる市民の学習ニーズを把握し、的確に応えるため、生涯学習講座の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
4	元気の出るまちづくり出前講座の実施	市民の生涯学習意欲に応えるとともに、市政への理解を深めていただくため、市職員に加え、新座警察署・埼玉県南西部新座消防署の協力の下、行政の仕事の説明や職員が持つ専門知識を提供する。	生涯学習スポーツ課
5	市内大学公開講座の実施（再掲）	市内にある3大学と連携を図り、公開講座を実施する。	生涯学習スポーツ課
6	市民総合大学の実施（再掲）	市内3大学の協力の下、市民の生活や地域の課題などに対応した高度で専門的な学習機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
7	子ども大学にいざの実施（再掲）	市内大学やNPO団体などの協力の下、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
8	新座市景観条例等に基づく規制の実施	良好な景観づくりを推進するため、新座市景観計画及び新座市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物・工作物等に対する市への事前協議・届出を実施する。	まちづくり計画課
9	野火止用水平林寺堀遊歩道の整備	魅力ある周辺環境を創出するとともに、来訪者の安全確保を図るため、野火止用水沿いに遊歩道を整備する。	道路課

② 新座の自然環境及び歴史的・伝統的な文化芸術資産を現代的視点から活用します

No.	事業名	概要	所管
1	睡足軒の森の活用（再掲）	青少年の体験学習の場や市民等による日本の伝統文化の活動場所として睡足軒の森の活用を図るとともに、市民が利用しやすい施設とするため維持管理に努める。	生涯学習スポーツ課
2	睡足軒の森文化事業の実施（再掲）	国指定天然記念物平林寺境内林の一部である睡足軒の森の活用を図りながら、地域に根ざした文化芸術イベントとして、文化芸術活動の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
3	“すぐそこ新座”春まつりの実施（再掲）	春季に実施している様々な祭り・イベントを総合的にPRするとともに、本市の地域イメージを発信するため、総合運動公園内の菜の花畑を中心に、合同イベントを開催する。	観光推進課

4	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施（再掲）	地域に根ざした文化芸術イベントとして、日頃から文化芸術活動に取り組む市民の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
5	平林寺境内林保存対策事業への支援	「国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画」に基づき、平林寺・文化庁・県教育委員会・庁内関係部署等と協議しながら、落葉広葉樹林再生事業を中心とした各種事業の推進により、平林寺境内林を次世代へ確実に継承する。	生涯学習スポーツ課
6	指定文化財保存事業の実施	市内各地に所在する指定文化財について、必要な保存対策を講じ、文化財の永続的な保存を目指す。また、文化財保護審議委員会において、文化財に係る事項を調査審議し、指定文化財の適切な保存を図る。	生涯学習スポーツ課
7	文化財映像記録保存事業の実施	市民の郷土愛を育むため、 <u>無形文化財</u> や史跡・天然記念物等の貴重な文化財を映像として記録し、活用を図る。	生涯学習スポーツ課
8	地域伝承記録集の作成	市内に伝わる各種伝承について、分野・種類別等に整理するとともに、聞き取り調査を実施し、記録として残す。	生涯学習スポーツ課
9	市史編さん事業の実施	新座市史について、これまで収集した資料の再整理や新たに発見された資料の追加、不足する分野の調査などを行い、ダイジェスト版を刊行する。	生涯学習スポーツ課
10	野火止用水文化的景観の保護（再掲）	野火止用水の一連の複合景観について、適切な保存と確実な継承を推進するために策定した「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」に基づき、国の重要文化的景観選定の申出を行い、整備を進める。また、文化的景観保護について、市民への普及啓発を行う。	生涯学習スポーツ課
11	遺跡発掘調査の実施	埋蔵文化財保護行政の円滑な運営と埋蔵文化財の破壊・滅失防止のため、国庫補助金・県費補助金を活用し、市内遺跡発掘調査を実施する。	生涯学習スポーツ課
12	遺跡地図・遺跡台帳の整備	遺跡所在確認調査や発掘調査などにより変更・増補された遺跡地図・遺跡台帳の整備を行う。また、新座市遺跡分布地図を定期的に改訂する。	生涯学習スポーツ課
13	文化財指定化調査の実施	新座市指定文化財に指定し、保存・管理すべき文化財について、必要な調査を行う。	生涯学習スポーツ課
14	野火止用水クリーンキャンペーンの実施（再掲）	野火止用水クリーンキャンペーンの実施により、野火止用水に関する理解と愛護の意識を高める。	生涯学習スポーツ課
15	歴史民俗資料館の充実（再掲）	市の歴史、民俗及び考古に関する資料の収集及び活用を行う。また、講座・体験学習や地域伝承事業などを通じ、市民の郷土愛と文化の向上に寄与する。	生涯学習スポーツ課 （歴史民俗資料館）
16	学校ふるさと構想の推進	恵まれた新座の自然環境の中で、自然体験活動や農業体験を通じて豊かな心を育むため、学校教育林や学校農園を設置する。また、学校ビオトープ等緑化の充実を図る。	指導課
17	平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備	緑豊かな都市づくりを目指し、都市緑地法に基づく近郊緑地特別保全地区に指定されている平林寺境内地について、樹木の保全を図るため助成事業を実施する。	みどりと公園課
18	妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備	都市緑地法に基づき、都市計画決定された妙音沢特別緑地保全地区を自然と共生した環境保全型の緑地とするため、保全・整備を推進する。	みどりと公園課

19	憩いの森の保全・整備	緑豊かな都市づくりを目指し、みどりの保全協定による憩いの森の保全・整備に努める。	みどりと公園課
20	ボランティア団体による緑地保全活動の実施	環境美化を推進するため、ボランティア団体による雑木林等の定期的な清掃活動の支援を行う。	みどりと公園課
21	体験型自然散策ルートの設定	グリーンツーリズムを感じさせる自然との接点を創出するため、地区別に体験ルートを設定し、ハイキングやウォークラリー等を開催して、自然散策コースを体系化する。	観光推進課
22	桜と菜の花の里づくりの推進	本市の見どころづくりを進めるため、総合運動公園内、黒目川・柳瀬川周辺に桜や菜の花などを植栽する。	観光推進課
23	シイタケの里づくりの推進	首都近郊にありながらも豊富に残る自然資源等を利用し、雑木林とせせらぎのあるまちにいざのイメージを多くの方に伝えるため、シイタケの里づくりの整備を実施するに当たり、調査及び研究を行う。	観光推進課
24	カブトムシの里づくりの推進	市民に雑木林の存在意義を再認識していただくとともに、カブトムシが飛び交う雑木林のあるまちにいざのイメージを創出するため、雑木林においてカブトムシの里づくりを実施する。	観光推進課
25	ホタルの里づくりの推進	地域コミュニティの活性化や市民の環境保全意識の向上、観光資源化などを図るため、市民と市が協働し、ホタルの里づくりを推進する。	コミュニティ推進課
26	新座市手打ちうどん名人の活用（再掲）	本市の伝統的な食文化である「手打ちうどん」に関し、自らが有する知識、経験及び技術を指導等により継承する活動を行う者を「新座市手打ちうどん名人」として認定し、指導等を希望する市民に対しては、名人の紹介を行うとともに、市内各公共施設やイベント時において、体験事業として協力を頂き、広く本市の伝統と魅力をPRする。	観光推進課
27	川越市及び三芳町と連携した広域観光事業の推進	江戸時代の川越藩の縁で関係の深い川越市及び三芳町と連携し、広域的な観光施策を展開するための協議会を設置して、日本遺産の認定申請等歴史的背景を考慮した広域的な観光事業を構築する。	観光推進課 生涯学習スポーツ課

### ③ 環境、福祉、教育、人権など、文化芸術とともに「暮らし」にかかわる諸領域で活動する市民の間で、情報や資源を共有します

No.	事業名	概要	所管
1	文化芸術情報の提供（再掲）	文化芸術に関する情報流通を円滑にするため、文化芸術団体・サークル等の活動情報などを身近に入手できる体制を整備する。	生涯学習スポーツ課
2	文化芸術活動に関するネットワークの構築	文化芸術活動団体相互の連携の強化及びネットワークの形成を支援するため、市文化協会への支援のほか、団体の活動情報を提供することにより、文化芸術活動を行う市民間で情報や資源の共有を図る。	生涯学習スポーツ課
3	にいざの生涯学習の充実（再掲）	市民の自主的な学習活動を支援するため、公民館・コミュニティセンター等のイベント情報を取りまとめた「にいざの生涯学習」の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
4	ホームページの充実（教育委員会）（再掲）	高齢者・障がい者を含め、様々な利用環境の方に対応するため、市の教育行政や教育施設などに関する様々な情報を提供し、誰もが利用しやすいホームページ運営を図る。	教育総務課 中央公民館 中央図書館

5	ホームページの充実（市）（再掲）	高齢者・障がい者を含め、様々な利用環境の方に対応するため、ウェブアクセシビリティに配慮するとともに、掲載情報の充実及び情報更新の迅速化に努め、誰もが利用しやすいホームページ運営を図る。	市政情報課
6	広報紙の充実（再掲）	市民が読みやすく、また、親しまれる紙面づくりを推進するため、市民カメラマン制度等を導入するなど、行政と市民が一体となって広報紙の充実を図る。	市政情報課
7	ボランティア・市民活動情報の収集・発信（再掲）	ボランティアを始めとする市民活動により多くの市民が自主的に参画できるよう、多様な活動情報を効果的に収集し、発信する。	コミュニティ推進課
8	「にいざの地域活動だより」の充実	ボランティアを始めとする地域活動により多くの市民が自主的に参画できるよう、地域活動情報を集約した機関紙「にいざの地域活動だより」を定期的に発行するとともに、より一層の内容の充実を図る。	コミュニティ推進課
9	団体交流事業の実施	様々な分野で活動するボランティアやNPO等の地域活動団体同士の相互交流が図れるよう、 <u>地域活動コーディネーター</u> と連携し、団体交流事業を実施する。	コミュニティ推進課

#### ④ 多様な市民（個人・団体）、行政、大学及び企業が協働する体制をつくりま

No.	事業名	概要	所管
1	文化芸術団体等への支援（再掲）	市民主体の文化芸術活動を促進させるため、市文化協会への補助及び文化芸術に関わるNPOや自主グループ、個人の活動を支援する。また、文化芸術振興に関連する情報の収集と提供を行う。	生涯学習スポーツ課
2	市民まつり文化祭への支援（再掲）	市民の文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場を創出するため、市民まつり文化祭を主管する文化部門実行委員会を支援する。	生涯学習スポーツ課
3	文化芸術活動に関するネットワークの構築（再掲）	文化芸術活動団体相互の連携の強化及びネットワークの形成を支援するため、市文化協会への支援のほか、文化芸術活動団体の活動情報を提供することにより、文化芸術活動を行う市民間で情報や資源の共有を図る。	生涯学習スポーツ課
4	文化芸術推進体制の整備	文化芸術の充実に向けた取組を推進するため、市民と市との連帯と協働による推進体制を整備する。	生涯学習スポーツ課
5	ボランティアの育成と活動の場の提供	公民館・コミュニティセンターでの活動を中心とするボランティアを育成するとともに、保育サポーター及び企画準備委員や講座の講師としてボランティアの活躍する機会や場の提供を行う。 また、子どもの読書活動を始めとする各種図書館ボランティアを育成するため、講座や研修会を開催し、ボランティアの活躍する機会や場の提供を行う。	中央公民館 中央図書館
6	市内大学公開講座の実施（再掲）	市内にある3大学と連携を図り、公開講座を実施する。	生涯学習スポーツ課
7	市民総合大学の実施（再掲）	市内3大学の協力の下、市民の生活や地域の課題などに対応した高度で専門的な学習機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
8	子ども大学にいざの実施（再掲）	市内大学やNPO団体などの協力の下、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。	生涯学習スポーツ課

9	社会教育関係団体への支援（再掲）	社会教育関係団体が自主的、主体的に事業活動ができるとともに、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援する。	生涯学習スポーツ課
10	地域の景観づくり活動の推進・支援	多様な個性を持つ身近な地域において、地域住民が主体となって行う景観づくりのルールや計画づくりなどの景観づくりを推進する。	まちづくり計画課
11	協働による景観づくり体制の確立	景観法、新座市景観づくりビジョン及び新座市景観条例に掲げる市民、事業者及び市のそれぞれの役割の下で、景観づくりに取り組む。	まちづくり計画課
12	大学との連携の実施	市民が地域に愛着を持っていただくとともに、本市に関心を持つ人々を増やすため、市内3大学の学生を中心に各種イベントで連携を図る。	観光推進課
13	市民まつりへの支援	市民参加による心のふれあいの場とふるさとづくりの促進を図るために行われる新座市民まつりを充実させるため、市民まつり運営委員会への助成を行う。	経済振興課

⑤ 伝統文化体験等を通じて本市の魅力に触れていただく機会を創出し、「住んでよし、訪れてよしの観光都市にいざ」の実現を目指します

No.	事業名	概要	所管
1	睡足軒の森の活用（再掲）	青少年の体験学習の場や市民等による日本の伝統文化の活動場所として睡足軒の森の活用を図るとともに、市民が利用しやすい施設とするため維持管理に努める。	生涯学習スポーツ課
2	睡足軒の森文化事業の実施（再掲）	国指定天然記念物平林寺境内林の一部である睡足軒の森の活用を図りながら、地域に根ざした文化芸術イベントとして、文化芸術活動の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
3	“すぐそこ新座”春まつりの実施（再掲）	春季に実施している様々な祭り・イベントを総合的にPRするとともに、本市の地域イメージを発信するため、総合運動公園内の菜の花畑を中心に、合同イベントを開催する。	観光推進課
4	“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施（再掲）	地域に根ざした文化芸術イベントとして、日頃から文化芸術活動に取り組む市民の発表の場及び市民が文化芸術に親しむ機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
5	市民会館の充実（再掲）	平成28年度からの指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者との連携により、ホールを活用した公演等良質な文化事業の開催や、会議室を活用したカルチャー教室等魅力的な講座を実施し、市の文化力の向上を図る。	生涯学習スポーツ課
6	睡足軒の森の整備（再掲）	睡足軒の森をより利用しやすい施設とするため、所有者である平林寺の意向も踏まえながら整備を進めていくとともに、更なる管理、活用方法について検討する。	生涯学習スポーツ課
7	歴史民俗資料館の充実（再掲）	市の歴史、民俗及び考古に関する資料の収集及び活用を行う。また、講座・体験学習や地域伝承事業などを通じ、市民の郷土愛と文化の向上に寄与する。	生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)
8	(仮称)ふるさと歴史館の整備（再掲）	埼玉県指定史跡野火止用水・国指定天然記念物平林寺境内林と一体となった新座のふるさと景観を醸し出す施設として、(仮称)ふるさと歴史館の整備について検討する。	生涯学習スポーツ課
9	市内循環バス（にいバス）の充実（再掲）	市内公共施設や病院などをネットワーク化する市内循環バスの運行の充実に努める。	市民安全課

10	文化芸術分野の人材の登用（再掲）	市民に広く文化芸術を伝える担い手として、講座やイベントなどの機会を活用し、文化芸術活動に積極的に取り組む市民や専門家などの人材の活用を図る。	生涯学習スポーツ課
11	文化交流事業への支援（再掲）	文化芸術活動を通じた交流を活性化させるため、県や友好姉妹都市、近隣自治体やその他文化団体との交流事業を支援する。	生涯学習スポーツ課
12	文化芸術情報の提供（再掲）	文化芸術に関する情報流通を円滑にするため、文化芸術団体・サークル等の活動情報などを身近に入手できる体制を整備する。	生涯学習スポーツ課
13	文化財刊行物の配布（再掲）	文化財への関心を高め、地域の文化意識の高揚を図るため、市内の文化財を紹介するマップ・ガイド、小冊子などの刊行・配布を行う。	生涯学習スポーツ課
14	ホームページの充実（教育委員会）（再掲）	高齢者・障がい者を含め、様々な利用環境の方に対応するため、市の教育行政や教育施設などに関する様々な情報を提供し、誰もが利用しやすいホームページ運営を図る。	教育総務課 中央公民館 中央図書館
15	ホームページの充実（市）（再掲）	高齢者・障がい者を含め、様々な利用環境の方に対応するため、ウェブアクセシビリティに配慮するとともに、掲載情報の充実及び情報更新の迅速化に努め、誰もが利用しやすいホームページ運営を図る。	市政情報課
16	報道機関への情報提供（再掲）	市の施策や地域の活動などを積極的にPRするため、マスコミ各社に対する情報提供及び定例記者会見等により、積極的な情報提供を行う。	市政情報課
17	観光マップ・ガイドブックの作成及び配布（再掲）	市内の観光的な魅力を多くの方に伝えるため、歳時記、ウォーキング、おいしい店等の視点での情報を盛り込んだガイドブックやマップを作成する。また、各所管において発行するイベント情報等の各種案内印刷物の情報を収集するとともに、発刊に当たっての適切なコーディネート等を行う。	観光推進課
18	観光インフォメーションコーナーの充実（再掲）	観光都市づくりの情報発信の拠点として、また、気軽に市民が立ち寄れる交流サロンとして、観光プラザ及びびふるさと新座館に設置した観光インフォメーションコーナーの充実を図る。	観光推進課
19	野火止用水文化的景観の保護（再掲）	野火止用水の一連の複合景観について、適切な保存と確実な継承を推進するために策定した「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」に基づき、国の重要文化的景観選定の申出を行い、整備を進める。また、文化的景観保護について、市民への普及啓発を行う。	生涯学習スポーツ課
20	新座市景観条例等に基づく規制の実施（再掲）	良好な景観づくりを推進するため、新座市景観計画及び新座市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物・工作物等に対する市への事前協議・届出を実施する。	まちづくり計画課
21	野火止用水平林寺堀遊歩道の整備（再掲）	魅力ある周辺環境を創出するとともに、来訪者の安全確保を図るため、野火止用水沿いに遊歩道を整備する。	道路課
22	平林寺境内林保存対策事業への支援（再掲）	「国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画」に基づき、平林寺・文化庁・県教育委員会・庁内関係部署等と協議しながら、落葉広葉樹林再生事業を中心とした各種事業の推進により、平林寺境内林を次世代へ確実に継承する。	生涯学習スポーツ課
23	指定文化財保存事業の実施（再掲）	市内各地に所在する指定文化財について、必要な保存対策を講じ、文化財の永続的な保存を目指す。また、文化財保護審議委員会において、文化財に係る事項を調査審議し、指定文化財の適切な保存を図る。	生涯学習スポーツ課
24	平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備（再掲）	緑豊かな都市づくりを目指し、都市緑地法に基づく近郊緑地特別保全地区に指定されている平林寺境内地について、樹木の保全を図るため助成事業を実施する。	みどりと公園課

25	妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備（再掲）	都市緑地法に基づき、都市計画決定された妙音沢特別緑地保全地区を自然と共生した環境保全型の緑地とするため、保全・整備を推進する。	みどりと公園課
26	体験型自然散策ルートの設定（再掲）	グリーンツーリズムを感じさせる自然との接点を創出するため、地区別に体験ルートを設定し、ハイキングやウォークラリー等を開催して、自然散策コースを体系化する。	観光推進課
27	桜と菜の花の里づくりの推進（再掲）	本市の見どころづくりを進めるため、総合運動公園内、黒目川・柳瀬川周辺に桜や菜の花などを植栽する。	観光推進課
28	シイタケの里づくりの推進（再掲）	首都近郊にありながらも豊富に残る自然資源等を利用し、雑木林とせせらぎのあるまちにいざのイメージを多くの方に伝えるため、シイタケの里づくりの整備を実施するに当たり、調査及び研究を行う。	観光推進課
29	カブトムシの里づくりの推進（再掲）	市民に雑木林の存在意義を再認識していただくとともに、カブトムシが飛び交う雑木林のあるまちにいざのイメージを創出するため、雑木林においてカブトムシの里づくりを実施する。	観光推進課
30	ホテルの里づくりの推進（再掲）	地域コミュニティの活性化や市民の環境保全意識の向上、観光資源化などを図るため、市民と市が協働し、ホテルの里づくりを推進する。	コミュニティ推進課
31	観光親善大使の活用（再掲）	本市出身あるいは縁のある著名人を新座市観光親善大使に任命し、それぞれの活躍の分野で本市の魅力を発信していただき、本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	コミュニティ推進課
32	地域の景観づくり活動の推進・支援（再掲）	多様な個性を持つ身近な地域において、地域住民が主体となって行う景観づくりのルールや計画づくりなどの景観づくりを推進する。	まちづくり計画課
33	協働による景観づくり体制の確立（再掲）	景観法、新座市景観づくりビジョン及び新座市景観条例に掲げる市民、事業者及び市のそれぞれの役割の下で、景観づくりに取り組む。	まちづくり計画課
34	新座市手打ちうどん名人の活用（再掲）	本市の伝統的な食文化である「手打ちうどん」に関し、自らが有する知識、経験及び技術を指導等により継承する活動を行う者を「新座市手打ちうどん名人」として認定し、指導等を希望する市民に対しては、名人の紹介を行うとともに、市内各公共施設やイベント時において、体験事業として協力を頂き、広く本市の伝統と魅力をPRする。	観光推進課
35	川越市及び三芳町と連携した広域観光事業の推進（再掲）	江戸時代の川越藩の縁で関係の深い川越市及び三芳町と連携し、広域的な観光施策を展開するための協議会を設置して、日本遺産の認定申請等歴史的背景を考慮した広域的な観光事業を構築する。	観光推進課 生涯学習スポーツ課

# 資料編

---

# 1 新座市文化芸術振興基本方針

## 新座市文化芸術振興基本方針

(平成18年11月1日制定)

### 新座市文化芸術振興基本方針策定に当たって ～その社会的背景と意義～

近年、わたしたちの生活の中で、文化芸術の持つ創造性がかつてないほど大きな意味を持つようになってきています。

昔から、文化芸術のあるまちは、市民のくらしの質が高いと評価されてきました。

ところが、戦後から高度経済成長期を経て現在に至るまで、ともすれば、くらしの質を犠牲にしてまでも経済的物質的な豊かさを追求するような風潮が日本社会の至る所で見られてきました。

新座市は首都近郊の武蔵野の地にあつて、平林寺や野火止用水を始めとする歴史遺産とともに屋敷林、畑地、雑木林などの自然の風物が特色ある地域の文化的景観を形づくってきたといえます。しかし、一方では、急激な都市化による人口増や産業集積が進み、環境保全や美観の維持、教育や芸術環境の整備などの面において、心豊かな生活を実現するための取組がこれまで十分になされてこなかったことは否めません。

このような認識に立つとき、今後は、市の重点施策として、地域の魅力の源泉である豊かな自然環境や歴史的文化財、伝統芸能等の文化遺産を将来に継承するとともに、新しい文化芸術の振興に大胆かつ積極的に取り組み、個性豊かな地域文化を創造していくことが強く期待されます。

文化芸術は、生活に楽しさや心地良さを求める人々の心に直接働きかけ、人々が潜在的に持っている能力や可能性を外に向かって開花させるものであり、文化芸術の振興は、そこに住む人々が自分たちのくらしの質に高い関心を持っていきいきと暮らすことにつながります。また、文化芸術への投資は、それが蓄積されることによって、相互の信頼や地域への愛情をはぐくみ、活力のある開かれたコミュニティをつくる基盤となります。さらには、文化芸術が存在することで、児童青少年から高齢者まで幅広い世代が新たな価値の創造に参加する機会を創り出すとともに、障がいを持つ人たちや在留外国人など少数の立場にいる人々を始めとして、市民一人一人が、その個性と多様性を尊重され、自分らしく生きることのできる社会が形成されることに寄与します。

そのような社会を実現していくためには、文化芸術にかかわる施策を狭い範囲に限定せず、教育、福祉、医療、観光、産業振興、まちづくりなど幅広い領域における基本施策と相互に関連付けて総合的に展開し、地域全体の「文化力」を高めていくことが大切です。

とりわけ、地方分権が唱えられている今日においては、市民と行政とによる協働の仕組みづくりを進め、地域の持つ多様な文化資源を再発見し、自分たちのまちの魅力を新たに創り出していくことが求められています。

「新座市文化芸術振興基本方針」は、このような考え方に基づき、新座市が文化芸術の振興に取り組む基本理念と達成すべき課題を明らかにし、今後の施策展開の指針とすべく策定するものです。

## 方針策定の背景と経緯

市では福祉度・環境度・国際度・男女平等度・観光度と並び、市政推進の基本理念の一つの視点として文化度の向上を挙げています。また、市民が誇りと愛情を持って暮らせるまちづくりを進める上で文化芸術が大きな意味を持つことから、「第3次基本構想総合振興計画」においても重要課題として推進していますが、さらに、観光都市づくりや文化的景観への配慮などの市の新たな施策の大きな柱の一つとして、文化芸術振興のための指針を定めることとしました。

文化芸術の振興については、国において、「文化芸術振興基本法」（平成13年12月）と「文化芸術振興に関する基本的な方針」（平成14年12月）を制定し、文化芸術の振興に関する地方公共団体の責務として、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する」と決めました。

また、埼玉県においては、文化芸術振興の基本方針の策定を目指して検討委員会を設置し中間報告を行ったところです（平成17年1月）。

## 方針の性格・位置付け

この方針は、国の「文化芸術振興基本法」第4条及び第35条並びに「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に基づき、新座市が今後進めていく文化芸術振興の基本的な方向や施策を定めたものです。

文化芸術は、人の生活のすべてにかかわり、その概念が非常に広範囲に及ぶものです。

このような文化芸術に関する施策を総合的に推進するために、市の基本構想総合振興計画を始めとする上位計画や関連計画と整合性を持たせながら、この方針を定めます。

## 方針の期間

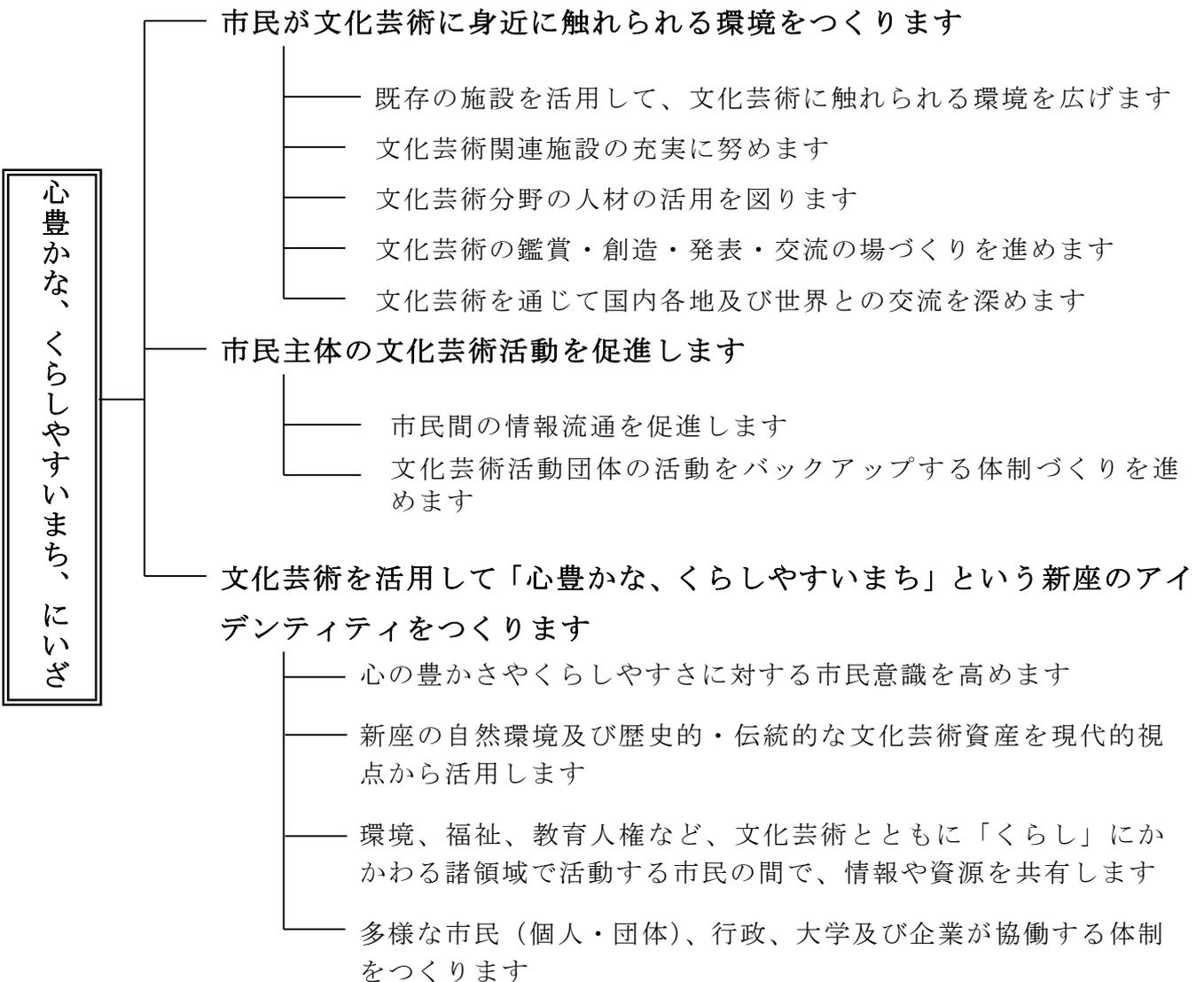
この方針の期間は、平成18年度からおおむね10か年を想定します。

なお、文化芸術の振興状況や社会経済状況などに合わせ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 基本理念

文化芸術は、わたしたちが自分自身の暮らしの中に「生きる価値」を見出すための大切な契機となるものです。「新座市文化芸術振興基本方針」は、市民一人一人が文化芸術を身近に感じ、生活をより深く楽しむとともに、多様な人々や価値観と出会い、文化芸術を通して自分たちの住むまちに誇りと愛情を持つようになることを目指すものです。本方針においては、新座市内の自然と人とその活動のすべてを、わたしたちの暮らしを豊かにする文化資源ととらえ、市民が主体となって文化芸術活動に積極的に取り組むことを重視します。さらに、市民と行政との協働によって地域全体の文化力を高め、生活の中のあらゆる場面において、「心豊かな、くらしやすいまち、にいざ」をつくりあげていくことを文化芸術振興の基本理念とします。

## 施策の体系



## 重点課題と具体的施策

### 市民が文化芸術に身近に触れられる環境をつくります

#### 既存の施設を活用して、文化芸術に触れられる環境を広げます

文化芸術関連施設のほか、市内の様々な施設を文化芸術に触れられる場所として活用し、文化芸術の拠点を各地につくります。

〔望まれる施策の例〕

- ・ 校舎の休日や夜間開放による講座などの開催
- ・ 統廃合により空いている校舎、体育施設、空き店舗等の文化芸術やコミュニティ活動などへの活用

#### 文化芸術関連施設の充実に努めます

市民会館、にいざほっとぷらざを始めとする文化芸術関連施設を気持ち良く利用できるよう設備の充実に努めるとともに、市民が足を運びやすくするため、市内各地域からのアクセス性の向上を図ります。

〔望まれる施策の例〕

- ・ 文化芸術関連施設設備の充実と機能の向上
- ・ 施設案内看板の設置
- ・ 文化芸術関連施設の利用を促進するための交通網の整備

#### 文化芸術分野の人材の活用を図ります

文化芸術に関する講座での指導や公演会での発表など、市民に広く文化芸術を伝える担い手として、アーティストやアートマネジャー（文化芸術活動を企画・運営する専門家）、文化芸術活動に積極的に取り組む市民など文化芸術分野の人材を活用します。

〔望まれる施策の例〕

- ・ 文化芸術分野の専門家の人材バンクの設置
- ・ 学校授業における小中高等学校への指導者派遣

#### 文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場づくりを進めます

文化芸術を創造する人が活動しやすいまちでは、市民がその発表を鑑賞する機会に恵まれ、人と人との交流が世代を越えて行われます。こうした、人の交流とともに文化芸術が循環するまちづくりを進めます。

特に、子どもや若い人たちが文化芸術に触れられる機会づくり、また文化芸術活動における顕彰を積極的に行い、市の文化芸術を将来につなげていきます。

〔望まれる施策の例〕

- ・ プロによる舞台や演奏の場の充実
- ・ 文化芸術活動をする市民のためのコンクールなど成果発表の場づくり
- ・ 若い人たちが文化芸術活動に積極的に参加できるような環境づくり
- ・ 土・日曜日や部活動での子どもの文化芸術体験の機会づくり
- ・ 団塊の世代を始めとするこれまで文化芸術活動への参加が少なかった層への参加促進

### 文化芸術を通じて国内各地及び世界との交流を深めます

文化芸術を通じて国内各地及び世界との交流を深め、「文化芸術の盛んなまち、にいざ」を内外にアピールしていきます。

〔望まれる施策の例〕

- ・ にいざ発の文化芸術を日本国内や世界に紹介する機会を創出
- ・ 豊かなにいざの文化芸術を育てるために、国内外の他の地域との交流を促進
- ・ 友好姉妹都市との文化芸術を通じた交流

## **市民主体の文化芸術活動を促進します**

### 市民間の情報流通を促進します

文化芸術活動を行う市民が、指導者として活用できる人材、利用できる活動場所、文化芸術を鑑賞できる機会など、活用できる情報が身近に入手できるような体制を整備します。

〔望まれる施策の例〕

- ・ アーティストと文化芸術活動に取り組む市民の活動状況を把握できる文化資源マップの作成
- ・ 文化芸術やくらしの情報を発信する市民メディアの育成

### 文化芸術活動団体の活動をバックアップする体制づくりを進めます

個人や団体など市内の文化芸術活動を、人材や運営などの側面から支援するとともに、市内の文化芸術活動が総合的に進められるようバックアップする体制づくりを進めます。

〔望まれる施策の例〕

- ・ 市民の文化芸術活動を支援するアート NPO の育成
- ・ 市民に向けて芸術に触れる機会を広げる活動を行うアート NPO の育成
- ・ 民間と行政の連携による資金面の支援や施設活用、人材活用など、文化芸術活動の振興を効果的に行うマネジメント力（総合的な企画経営力）の向上

## 文化芸術を活用して「心豊かな、暮らしやすいまち」という 新座のアイデンティティをつくります

### 心の豊かさや暮らしやすさに対する市民意識を高めます

文化芸術が、環境や福祉を始めとする暮らしの様々な領域とつながり、人々の心と生活を豊かにし、住み良いまちづくりをするための原動力であるという市民意識を高めます。

〔望まれる施策の例〕

- ・ 都市デザインにおける文化芸術的視点
- ・ 市街地の居住環境や道路環境の整備などの都市アメニティ（都市の生活環境の快適性）の向上による暮らしやすい生活環境づくり
- ・ 「くらしと文化」、「環境と文化」、「福祉と文化」など、領域横断的な文化芸術のあり方を考える市民講座や各種啓発イベント（シンポジウム、活動紹介展など）の開催

### 新座の自然環境及び歴史的・伝統的な文化芸術資産を現代的視点から活用します

市に残る雑木林などの豊かな自然環境、平林寺を始めとする歴史的な文化芸術資産が市民にとって身近な存在になるよう、それらを舞台とした体験型事業を実施するなど、それぞれの資源を結び付けながら有効的に活用します。

また、観光都市づくりとの調和、野火止用水などの文化的景観への配慮も重視します。

〔望まれる施策の例〕

- ・ 自然環境、歴史的・伝統的資源を活用した野外体験学習の実施

### 環境、福祉、教育、人権など、文化芸術とともに「くらし」にかかわる諸領域で活動する市民の間で、情報や資源を共有します

文化芸術は人々の暮らしの様々な領域とつながりを持つものです。文化芸術に配慮したまちづくりを進めるため、それぞれの領域で文化芸術的視点を取り入れられるよう、市民の間での情報や資源の共有を図ります。

〔望まれる施策の例〕

- ・ くらしにかかわる諸領域で活動する市民の間のネットワークづくり

### 多様な市民（個人・団体）、行政、大学及び企業が協働する体制をつくります

市民、行政、大学及び企業は文化芸術活動の主体であり、知的、人的など様々な面で文化芸術の資産といえます。それぞれが協働して市の文化芸術を推進し、市全体で地域への誇りと愛情を感じられるまちを目指します。

〔望まれる施策の例〕

- ・ 市民、行政、大学及び企業が協働する組織（「新座文化・生活・情報プラットフォーム」）の形成

## 2 文化芸術振興基本法

### 文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

文化芸術振興基本法をここに公布する。

#### 文化芸術振興基本法

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条—第六条）

##### 第二章 基本方針（第七条）

##### 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

##### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務

を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政

上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

### （芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸

術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これら

の者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

### 3 埼玉県文化芸術振興基本条例

#### 埼玉県文化芸術振興基本条例

平成二十一年七月十四日  
条例第四十二号

埼玉県文化芸術振興基本条例をここに公布する。

埼玉県文化芸術振興基本条例

#### 目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 文化芸術振興計画（第四条）

第三章 文化芸術振興のための施策（第五条—第十七条）

#### 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、活力ある地域社会の実現を図ることを目指して、文化芸術振興施策が推進されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが、県民の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信する等、文化芸術の交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、文化芸術活動を行う者の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、これらの者との連携及びこれらの者に対する支援に努めるものとする。

4 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

## 第二章 文化芸術振興計画

第四条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を定めるものとする。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき文化芸術振興施策の基本的な事項

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術振興のための施策

（文化芸術の鑑賞等の機会の充実）

第五条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術振興のための措置）

第六条 県は、文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び落語、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、先人から受け継がれてきた能楽、歌舞伎その他の伝統芸能が、将来にわたって適切に保存及び継承され、新たな文化創造のために活用されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、茶道、華道、書道、盆栽、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術による地域づくり）

第七条 県は、地域に根ざした独創的で優れた文化芸術が地域の発展に大きな役割を果たすことから、文化芸術による地域づくりに努めるものとする。

2 県は、前項に規定する文化芸術による地域づくりを進めるに当たっては、地域産業及び民間団体等との協働に配慮するものとする。

（文化芸術活動の担い手の育成及び確保）

第八条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の継承者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者の育成及び確保を図るため、研修、発表機会の確保等の支援に努めるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第九条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家及び文化芸術団体等による学校に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、伝統芸能の保存と継承の重要性にかんがみ、学校教育における文化芸術活動を通じ、伝統芸能に対する理解及び関心を深めるよう配慮するものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第十条 県は、次代の担い手となる青少年の文化芸術活動の充実を図るため、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第十一条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第十二条 県は、文化芸術に関する国内外の交流を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術施設の充実及び活用等)

第十三条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化芸術施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化芸術施設以外の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第十四条 県は、県民の文化芸術活動を促進するため、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(メセナ活動の促進)

第十五条 県は、メセナ活動（個人、企業等が社会貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。）を促進するための普及啓発、情報提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十六条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 新座市生涯学習推進会議開催要綱

### 新座市生涯学習推進会議開催要綱

(平成26年8月21日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 本市における生涯学習の推進に当たり、新座市生涯学習推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習関連施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の普及奨励に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して会議への参加を求めるものとする。

(議長及び副議長)

第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行するための議長及び副議長を定めるものとする。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育総務部生涯学習スポーツ課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

## 5 新座市生涯学習推進会議 参加者名簿

### ● 市民 12名

氏名	団体名・職名等
石井 英子	社会福祉法人新座市障害者を守る会 理事長
梅田 充子	新座市立図書館協議会 副委員長
菅野 秀	新座市公民館運営審議会 委員長
澤田 勝仁	新座市文化協会 会長
佐々木 直子	新座市PTA・保護者会連合会 理事
荒井 マサ子	新座市社会教育委員会議 委員
田中 靖彦	新座市体育協会 副会長
小川 清	新座市社会福祉協議会 会長
千葉 重信	新座市老人クラブ連合会 監査
岡村 眞智子	新座市商工会女性部 部長
渡辺 理子	新座市婦人会連合会 副会長
山野辺 範一	新座市スポーツ推進委員連絡協議会 会長

### ●学識経験者 3名

氏名	学校名・職名等
星野 敦子	十文字学園女子大学人間生活学部児童教育学科教授 地域連携推進機構副機構長
宮 敦子	埼玉県立新座柳瀬高等学校 校長
入山 尚浩	新座市立小中学校校長会 代表 (野火止小学校 校長)

# 用語解説

---

用語	解説
<b>あ行</b>	
<p>アイデンティティ</p> <p>ウェブ</p> <p>ウェブアクセシビリティ</p> <p>NPO（エヌピーオー）</p>	<p>特徴若しくは独自性などを意味する。この第2次アクションプランでは、他の地域とは異なった新座独自の特色やそれに基づく共通意識をいう。</p> <p>World Wide Web（ワールド ワイド ウェブ）のこと。ウェブ（Web）は日本語で「蜘蛛の巣」の意味があり、世界中に広がる情報網が蜘蛛の巣を連想させることから名付けられた。インターネット上で標準的に用いられている、文書の公開・閲覧システムのこと。文字、文章、画像、動画などを公開・配布したり、それを入手・閲覧したりすることができる。</p> <p>アクセシビリティとは、近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、利用しやすさ、交通の便などの意味を含む。ウェブアクセシビリティとは、<u>ウェブ</u>を利用するすべての人が、年齢、身体的な制約、利用環境などにかかわらず、ウェブで提供されている情報に問題なくアクセスして利用できることをいう。</p> <p>Non-Profit Organizationの略で、民間非営利組織をいう。営利を目的とせず、公益的な活動を行う民間組織で、まちづくり、福祉、環境保全などの様々な分野で活躍する団体がある。平成10年12月の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行により、法人格の付与など、支援制度が整備された。</p>
<b>か行</b>	
<p>観光親善大使</p>	<p>市のイメージの向上と観光都市にいざづくりの推進を図り、市民の皆さんが誇りに思う「ふるさと新座づくり」を更に進めるため、国内外で活躍をされている方を「新座市観光親善大使」として委嘱している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石田 智子（いしだ ともこ）氏 〔陸上競技選手・短距離〕</li> <li>・ 上江 理都（かみえ りさと）氏〔声楽家・ソプラノ〕</li> <li>・ 坂本 朱（さかもと あけみ）氏 〔声楽家・メゾソプラノ〕</li> <li>・ 藤原 美樹（ふじわら みき）氏〔お家料理研究家〕</li> <li>・ 三宅 宏実（みやけ ひろみ）氏〔重量挙げ選手〕</li> <li>・ 米満 達弘（よねみつ たつひろ）氏</li> </ul>

<p>記念物</p> <p>近郊緑地特別保全地区</p> <p>交流サロン</p>	<p>[レスリング選手]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今野 浩喜 (この ひろき) 氏 [お笑いタレント]</li> </ul> <p>※ 平成28年1月現在</p> <p>遺跡(貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅など)で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの、名勝地(庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳など)で、我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの、動物、植物及び地質鉱物で、我が国にとって学術上価値の高いものをいう。国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っている。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、特別天然記念物」に指定している。</p> <p>首都圏の秩序ある発展に寄与する緑地の保全を目的とした首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や観光資源等の保全などを目的として都道府県知事から指定される区域をいう。</p> <p>地域住民の誰もが気軽に参加でき、交流や親睦を深め、楽しく触れ合うことができる場のこと。地域における仲間づくり、情報交換の場、孤独感の解消等を目的としている。</p>
<p><b>さ行</b></p>	
<p>歳時記</p> <p>指定管理者制度</p> <p>指定文化財</p>	<p>四季折々の自然や年中行事などを記した書物のこと。</p> <p>民間事業者の能力を幅広く活用するとともに、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的として創設された制度。それまでは、公の施設の管理については地方公共団体や公共的団体などが行うこととされていたが、この制度の導入により、NPO法人や民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。</p> <p>文化財保護法などに基づき、学術的・歴史的に貴重なものとして保護の対象に指定されている文化財をいう。<u>有形文化財</u>、<u>無形文化財</u>、<u>民俗文化財</u>、<u>記念物</u>、<u>文化的景観</u>及び<u>伝統的建造物群</u>の6種がある。</p>

た行	
地域活動コーディネーター	地域活動の担い手となる人材や団体、地域資源などを広く紹介し、それらを効果的につなぐ役割を担う人のこと。
ティーンズコーナー	ティーンズとは、主に13歳から19歳くらいまでの大人と子どもの間にいる世代のこと。新座市では、主に中高生を対象に、ティーンズ世代向けの本、読みやすい本を集めたコーナーを設置している。
データベース化	従来、紙で管理していた資料などを、コンピュータでの管理に移行すること。文化財調査資料など、過去に収集された資料をコンピュータで管理することにより、相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくすることができる。
伝統的建造物群	城下町、宿場町、門前町など周囲の環境とともに歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地や歴史・文化的に重要な緑地、動植物の生息、生育地となる緑地などを保全するために指定された地区をいう。
は行	
文化的景観	文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義付けされており、棚田や里山、用水路など人と自然の関わりの中で作り出された景観をいう。
ま行	
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものをいう。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人や集団によって体現される。

や行	
有形文化財	<p>建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものの総称。有形文化財のうち、重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して保護を図っている。</p>
友好（姉妹）都市	<p>相互の住民による交流と友好親善を促進するため、新座市では、国内外五つの都市（栃木県那須塩原市（旧西那須野町）、新潟県十日町市（旧中里町）、フィンランド共和国ユヴァスキュラ市、中華人民共和国河南省済源市、ドイツ連邦共和国ブランデンブルグ州ノイルツピン市）と友好（姉妹）都市連携を締結している。</p>